【ベトナム】ベトナム、Covid-19 感染拡大を受け、工業所有権料の減額期間を延長

2021 年 7 月 9 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムの知的財産ニュースについてのお知らせです。

2021 年 6 月 24 日、財務大臣は Covid-19 感染拡大の影響を受けた人々を支援するために、料金や手数料の徴収率を規定するサーキュラー No.47/2021/TT-BTC を発行した。2021 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、工業所有権料は、当初の工業所有権料表のセクション A に規定されている手数料の 50%に引き続き減額され、2022 年 1 月 1 日以降は以前の規定に戻る予定である。

情報公開日
2021 年 7 月 1 日

URL 等
http://www.noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/muc-thu-phi-le-phi-nham-ho-tro-kho-khan-do-covid-19

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。